

## 国内旅行

### 〈募集型企画旅行契約〉

この旅行は、九州旅客鉄道(福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号観光庁長官登録旅行業第965号、以下「当社」といいます。)が企画・募集する国内旅行であり、募集型企画旅行約款の内容条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件及び当社「旅行業約款(募集型企画旅行約款)」によります。

#### ■ 1. 旅行のお申し込み方法及び契約の成立について

- 当社所定の旅行申込書を記入の上、下記のお申込金を添えてお申し込みいただきます。お申込金は旅行代金取消料又は違約料のそれぞれ一部として取り扱います。
- お客様との旅行契約については、お申込金をいただいた時に成立するものと致します。
- 当社は電話又はファクシミリによる旅行契約の予約のお申し込みを受け付けていることがありますが、この場合、電話またはファクシミリによる予約のお申し込みの翌日から起算して3日以内にお申込書とお申込金を提出していただきます。この期間内にお申込書とお申込金を提出された場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。この場合もお申込金をいただいた時に旅行契約が成立したものと致します。

旅行代金	お申し込み金
1万円未満	2,000円
1万円以上3万円未満	5,000円
3万円以上6万円未満	10,000円
6万円以上	20,000円

#### ■ 2. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した輸送機関の運賃、料金(注釈のない限りエコノミークラス)宿泊費、食費、取り扱い料金および消費税等の諸税上記諸費用はお客様のご都合により、利用されなくても払戻しは致しません。

#### ■ 3. 旅行代金に含まれないもの

- 前項2項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
  - 行程に含まれていない交通費、食費、個人的な諸費用(クリーニング代、電話代等)及び自由行動中の費用。
  - お客様ご自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(見学者、食費、写真代、交通費等)。
  - 利用交通機関に対する超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を越える分について)。
  - 希望者のみ参加されるオプションプラン(別途料金の小旅行)の代金。
  - ご自宅から発着地までの交通費、宿泊費

#### ■ 4. 当社による旅行契約の解除及び催行中止について

- お客様のご参加人数がパンフレットに記載している各コースの最少催行人数に満たない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合は、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日前まで)に旅行中止のご通知をし、お客様から当社が既に受取している旅行代金(あるいはお申込金)全額を払い戻しいたします。
- 天災地変、気象条件、運輸機関等における争議行為、官公署の命令その他当社の管理できない事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となった時、又は不可能となる恐れが極めて大きい時、

#### ■ 5. 取消料

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合には旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料をいただきます。

旅行契約の解除期日	取消料	取消料
●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	宿泊付旅行	日帰り旅行
①20日目に当たる日以降の解除(③～⑥を除く)	旅行代金の20%	無料
②10日目に当たる日以降の解除(④～⑥を除く)	旅行代金の20%	旅行代金の20%
③7日目に当たる日以降の解除(⑤～⑥を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
④旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑤旅行開始当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑥旅行開始後の解除、または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

- ※但し、往復鉄道を利用する当社主催の商品については、15日目に当たる日以前の解除については、取消料は無料とします。
- 当社の責任とならない各種ローンの取り扱い上の事由に基づき、取り消される場合も上記取消料をお支払いいただきます。

#### ■ 6. 添乗員の同行及び添乗サービスについて

- 添乗員同行表示コースには、添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として旅行条件に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務と致します。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため、添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- 添乗員同行表示のないコースには添乗員は同行いたしません。旅行に必要なクーポンをお渡しします。お客様にご自身で行っていただきます。

#### ■ 7. 当社の責任及び免責事項

- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えた時は、お客様が被らされた損害を賠償致します。
- 手荷物について生じた本項(1)の損害については損害発生の日より起算して14日以内に当社に対して通知があった時に限り、1人15万円を限度として賠償致します。
- お客様が次に例示するような事由により損害を被られた時は、上記の責任を負うものではありません。
  - 天災地変、気象条件、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
  - 官公署の命令、又は伝染病による隔離。
  - 自由行動中の事故。
  - 食中毒。
  - 盗難。
  - 運輸機関の遅延、不通又は、これらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。
  - 国内旅行損害保険加入のおすすめ、安心してご旅行をしていただくためお客様ご自身で保険をかけることをお勧め致します。

#### ■ 8. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は平成25年4月1日を基準としています。又、旅行代金は平成25年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。旅館・ホテル等において、お客様が酒類、料理、その他のサービス等を追加された場合は、原則として、消費税が課せられます。

## 海外旅行

### 〈募集型企画旅行契約〉

この旅行は九州旅客鉄道株式会社(福岡市博多区博多駅前3-25-21観光庁長官登録旅行業第965号)(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。又、契約の内容・条件は、本誌に記載されている条件の他、海外ご旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終旅程表)及び当社旅行契約約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

#### ■ 1. お申し込み方法

- 当社指定の旅行申込書に所定事項をご記入のうえ、お一人様につき下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。
- お申込み金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部または全部としてお取扱させていただきます。
- 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行の契約を受け付けます。この場合、予約申込みの翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出とお申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社は予約はなかったものとして取扱いたします。
- 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

#### ■ 2. 旅行代金のお支払い

お申込み金(お一人様)

旅行代金	お申込み金
10万円未満	旅行代金の20%以上
15万円未満	2万円以上
30万円未満	3万円以上
30万円以上	5万円以上

残金は、旅行開始日の前日から起算して21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。

#### ■ 3. 旅行代金に含まれるもの

○旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道など利用交通機関の運賃(エコノミークラス)○旅行日程に含まれる送迎バスなどの料金○旅行日程に明示した観光の料金(バス料金、ガイド料金、入場料)○旅行日程に明示した宿泊の料金及び税、サービス料(2人部屋に2人ずつ宿泊を基準とします)○旅行日程に明示した食事の料金○お一人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(お一人様20kg以内が原則となっています)○団体旅行中のチップ、税金サービス料上記諸費用はお客様のご都合により一部利用されなくても原則として払戻しは致しません。

#### ■ 4. 旅行代金に含まれないもの(一部例示いたします)

○超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数の超過分)○クリーニング代、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他の追加飲食等個人的な諸費用及びそれに伴うサービス料○傷害、疾病に係わる医療費等○渡航手続関係諸経費(旅券印紙・証紙料金・査証料・予防接種料金及び渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等)○お客様のご希望によりお一人部屋を使用される場合の追加代金○日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費や宿泊費等○日本国内の空港をご利用する場合の空港施設使用料○希望者のみ参加されるおすすり追加プラン(別途料金の小旅行)の料金○日本国外の空港税・出国税及びこれに類する諸税○運送機関の課す付加運賃・料金(一部パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合を除く)

#### ■ 5. 取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、以下の取消料を申し受けます。尚、取消料とはお客様がお申込み店舗営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた日とします。〈韓国商品〉

取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	(1)旅行開始日がピーク時の旅行であって、40日目に当たる日以降22日目に当たる日まで 旅行代金の10%
	(2)21日目に当たる日以降3日目に当たる日まで 旅行代金の20%
③旅行開始日前々日及び前日の解除	旅行代金の30%
④当日の解除	旅行代金の50%
⑤旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

※ピーク時は、4月27日から5月6日までおよび7月20日から8月31日、12月20日から1月7日までをいいます。

〈韓国商品以外〉

取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	(1)旅行開始日がピーク時の旅行であって、40日目に当たる日以降31日目に当たる日まで 旅行代金の10%
	(2)30日目に当たる日以降3日目に当たる日まで 旅行代金の20%
③旅行開始日前々日及び前日の解除	旅行代金の30%
④当日の解除	旅行代金の50%
⑤旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

#### ■ 6. 当社による旅行契約の解除及び催行中止について

- お客様より人数が出発の24日前(ピーク時に旅行を開始するものについては34日前)までに最少催行人数に達していない場合、催行を中止する場合があります。
- 天災地変、気象条件、運輸機関等における争議行為官公署の命令その他当社の管理できない事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となった時、又は不可能となる恐れが極めて大きい時、

#### ■ 7. 旅行内容・旅行代金の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関等の旅行サービス提供の中止など、その他当社の関与しえない事由、また著しい経済情勢の変化に伴う運輸機関の適用運賃・料金の大幅な改訂により、旅行内容・代金を変更する場合があります。

#### ■ 8. 旅行条件・旅行代金の基準

この本誌に記載された旅行サービス内容及び旅行条件は、平成25年4月1日を基準にしており、また、この旅行代金は平成25年4月1日現在有効なものとして公示されている運賃・適用規則、または平成25年4月1日現在認可申請中の航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

#### ■ 9. 特別補償

募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様さまが募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、当社に予め当社約款特別補償規定に定める金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。

### 個人情報の取扱いについて

- 当社及び委託旅行業者は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただく他、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び、それらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。(この他、当社及び販売店では、「会社及び会社と連携する企業の商品サービス、キャンペーンのご案内」旅行参加後のご意見やご感想の提供、アンケートのお願い、「特典サービス」の提供「統計資料」の作成に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。)
- 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。なお、当社グループ企業の商品名及び各企業における個人情報取扱管理者の氏名については、当社のホームページ(<http://www.jrkyushu.co.jp/>)をご参照ください。)
- 当社は旅行先でのお客様の買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供停止を希望される場合は、旅行お申し込み窓口で、「最終旅程表」受け取り時までにお申し出下さい。

### 安全について

渡航先(国又は地域)によっては「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。海外渡航関連情報は、「外務省海外安全ホームページ」(URL:<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)にてご確認ください。